

社団法人大阪外食産業協会 副会長·総務部門長 坂本庄治 危機管理委員長 新開徹也

緊急連絡!

気いつけや情報(Vol.43)

請求書と誤認しかねない求人広告募集に注意を

10 数年前都市部で問題になった標記の営業行為が、いまだに行われているという情報を、ORA 会員社から入手しました。

求人誌等に、スタッフ募集の広告を出した店舗等を対象に、あたかもその広告代金の請求であるかのような錯覚を起こさせる案内書や資料を送りつける求人広告の募集です。

過去には、詐欺ではないかなどと多くのトラブルが発生した広告募集の方法をとっていますが、詐欺等の 犯罪には問疑できにくい手法を用いています。うっかりしているとひっかかりかねません。店舗のスタッフ獲 得が難しくなり、広告によってスタッフ募集をかける機会も多いことと思いますが、外部から届く請求書や、 まぎらわしい文書類は、担当者によって内容を精査させるなど、チェック機能を十分に働かせるようにして 下さい。と同時に、この広告募集は、本社・本部のみならず、店舗をも直接対象としていますので、全店へ 注意を喚起していただくようにお願いします。

広告募集方法の概要

〇相手に錯覚を起こさせるような構成にした求人広告募集の案内書、〇所定欄を記載した郵便局備付けの現金「払込取扱票」、〇過去にイエローブックなどの広告業者を通じて求人広告を出したその外食店舗(社)の広告内容をコピーしたものなどを同封し、店舗や企業へ直接郵送して、求人広告の申込みを募るやり方である。

1. 「求人広告のコピー」

郵送で送りつけられた求人広告の見本は、それを受け取った店(社)が、業者を通じてイエローブック や求人誌・紙などへ掲載した広告だから、当然費用が発生している。

2.「払込取扱票」

郵便局を通じて現金を払込む際に用いる、同局備付けの「払込取扱票」に口座記号・番号、金額、加入者名(払込先~送りつけた業者名)の欄を、それぞれ機械打ちの数字や文字で埋め「依頼人の欄」をも資料を受け取った側の店(社)名・所在地・電話番号など所要のことを同様に打ち込んである。一見すれば、あたかも発生している広告料の振込みを要求されているかのように錯覚しかねない。

- 3. 「求人広告申込み案内書」
 - (1)冒頭の見出しは、料金の払込みについてと題されており、本文はいきなり広告料の払込みは別紙の振替用紙(送りつけられた2の資料のこと)に……郵便局にお出し下さい。から始まっている。どのように広告するのか、広告の媒体は何なのか、広告方法はどうするのか、どの位のスペースがいくらになるのか、広告の特徴など、応募する側が最も知りたい募集のためのコマーシャルが冒頭に持ってこられていない。どちらかと言えば、請求者の形式が冒頭に据えられている。

この申込み案内書のトップ項目分を一読した者の感覚には、添付されている自店の求人広告のコピーと、金額と自店名等がすでに記入済の「払込取扱票」とが相まって、求人広告を依頼した業者からの請求書ではないかと映り、誤認させられてしまうおそれが多分にある。

明らかに「うっかり誤認」を狙った打ち出しで、詐欺ではないかとの非難も出そうなやり方だが、それをかわすために、次の文章が用意されている。

(2)詐欺非難回避方法

「料金の振込み」の項に続いて……参考添付したのは、イエローブックに掲載されている貴社の 広告ですが、来月は当社発行の求人広告にぜひ申し込みをお願いします。この求人広告(イエロー ブックに登載された内容)は、(申し込んでもらえれば)ポスティング(戸別の郵便受に投げ入れる方 法)で配付し…。発行予定は申し込み後約1か月前後、広告は単色刷です。

と、記載されている。そして最後に「注意事項」の見出しで、この郵便物は、当社発行の求人広告申込み案内ですので、……解約の場合は書面で……手数料を差引いて返金します。尚、印刷後は解約に応じられません。

という案内文が載せられていて、うっかり誤認による振込みの解約に、制約がつけられている。

本件の特徴

1. 広告募集の構成スタイル

送りつけられる資料は、案内書、払込取扱票(郵便局備付のもの)、求人広告(店が過去に使った広告)のコピーなどである。

案内書の冒頭は、送り主の広告コマーシャルではなく、「料金の振込み」であり、払込取扱票は金額などの所要の欄が、すべて送り主によって埋められているものである。新しく使用する予定の広告の内容は、送り主のオリジナルなものではない。資料を受領した店の既製のものを使用しようとしており、いわば他人のふんどしで相撲をとろうとしているものである。

この3点が主体になったスタイルであり、未払いになっている広告代金の請求書と誤認しやすい構成になっている。

2. チェックしなければ分からない求人広告の募集

小さい文字で書かれた案内文を、細かくチェックしていくと、送りつけられた資料が請求書ではなく、 単なる広告募集の案内であることがやっと分かる。

それは、「料金振込みについて」の項の下方に、添付した求人広告コピーの出典説明と、送り主企業への広告申し込み依頼、広告の方法、発行予定などの記述が現れるからである。

3. 解約には大きな壁が立ちはだかる。

説明文を読んでいくと、解約も可能で、解約に応じる旨が記載されている。ただし、解約は書面でする ように断り書きされており、口頭で素早く解約する道が封じられ、受理されない。

書面で解約する場合、通常は郵送となるであろうが、内容証明付か配達証明付にしなければ、解約 書面の受け取りに関して、送った・着いていないなどのトラブルが生じる懸念がある。

もう一つ重要な要注意点は、案内文には「解約は印刷後には応じない」旨が述べられているのみで、 印刷着手の時期が明示されていない点だ。従って、うっかり誤認によって現金を振り込んだことに気付 き、あわてて解約要求書を送っても、「印刷ずみ」とか、「すでに印刷に回している」などと、解約を断わ られる危険も皆無ではない。

広告募集の方法について異議を申し立てても、送りつけられた案内文に求人広告の募集であること をうたい込んであり、急所となるポイントが記述によって押えられている以上、なまなかな方法では、解 約や返金に応じてくれないのではないかと推測する。

最大の予防方法は、「振り込め詐欺の予防」と同様、事実関係の確実なチェックである。外部からの請求書や案内状などは、細部までチェックして、「うっかり誤認」を出さないようにする以外にないのではなかろうか。

〇お客様とのトラブル、お客様からのクレームなど、「ORA トラブル 110 番」窓口へ、お気軽にご相談下さい。また、「気いつけや情報」のご提供もお願いします。

ご連絡先:ORA 事務局(担当/有馬)まで

【連絡先 TEL 06-6536-5575•050-5523-3433;FAX 06-6536-1075】

〇 「気いつけや情報」は、ORA ホームページ [URL http://www.ora.or.ip] でも、ご覧いただけます